

建築物の雪害防止対策をお願いします

(建築物の所有者・管理者等の皆さまへ)

○ 積雪による家屋の倒壊防止について

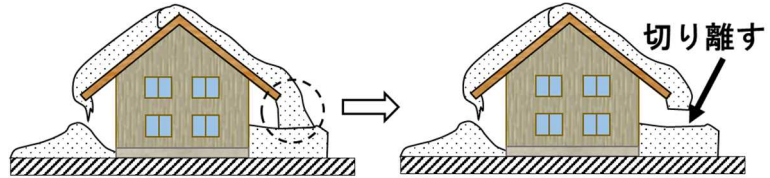
一般的な家屋は、高さ1 m程度の新雪の雪の重さに耐えられる構造になっていますが、それ以上の雪が見込まれる場合は、雪下ろしが必要です。災害防止の観点からも、早めに雪下ろしを専門業者にご依頼ください。なお、経済的に専門業者への依頼が困難な方は、最寄りの市町村にご相談ください。

また、構造計算を行った大規模な建築物では、積雪量の設定が異なりますので、設計書を確認いただくか、設計者又は施工業者に確かめてください。

雪の重さについて：

新雪の雪の重さは、1 m²あたり1 mの雪が積もった場合、200～300kg になります。積雪の重みで圧縮された雪や一度解けてから再び凍って細かな氷の粒が集まった雪は、新雪の雪に比べてさらに重量が増加しますので、早めの雪下ろしを心がけましょう。

降雪量の増加に伴い、周囲の雪と屋根の雪がつながることがあります。つながると軒先に大きな力（地面方向に引っ張られる力）が加わり破損する恐れがありますので、これを切り離すことをお勧めします。



○ 安全設備の機能確保について

旅館、老人ホーム、病院、大規模店舗など、多数の人が出入りする建築物には、安全な避難のために非常階段、避難口、排煙窓などの設備が備わっています。積雪により、出入り口や窓の開閉が困難にならないよう、適切に維持管理してください。

○ 落水・落雪による配管、配線の破損防止について

軒下のプロパンガスのボンベ、灯油タンクなどは、つららの落下や落雪により、破損する場合があります。また、電気、電話、光ケーブルなどの架線が軒下にある場合も、落雪により破断するおそれがあります。特に、ガス漏れや灯油の漏出は大事故につながりますので、これら配管、配線ルートをあらかじめ確認いただき、万が一、不具合が見つかった場合は、速やかに専門業者へ依頼してください。

○ 浄化槽、汲み取り便槽の機能確保について

合併（し尿）処理浄化槽は、定期的な検査と薬液の補充が、汲み取り式トイレでは、定期的な汲み取りが必要になります。検査や作業に支障がないよう除排雪してください。

○ 水道管等の凍結防止について

これから2月下旬にかけて、もっとも気温が低い時期になります。水道管や風呂釜が凍結により破損することのないよう、水抜きなどの凍結防止対策を行ってください。

○ 雪害防止情報の提供について

市町村では、積雪状況に応じて雪害対策の体制を整え、情報発信をしています。お住まいの市町村広報や、ホームページの情報で情報収集していただき、不明な点や不安がございましたら、最寄りの市町村窓口にお問い合わせください。